

学校体育関係全国大会等出場激励金支給基準

新潟市教育委員会

1 目的

市内の中学校及び中等教育学校前期課程の在籍者が、学校教育の一環として全国大会等の出場権を獲得した場合は、一層の活躍を期して激励金を贈呈する。

2 贈呈内容

(1) 次の大会に学校教育の一環として参加する選手等に対して、別紙「支給基準表」により激励金を贈呈する。

- ① 新潟県中学校総合体育大会
- ② 北信越中学校総合競技大会
- ③ 全国中学校体育大会

※選手等とは大会に登録される正規選手及びマネージャーをいう

※地域クラブ活動は学校教育の一環に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成13年1月1日から適用する。

(黒埼町の編入に伴う特例)

- 2 黒埼中学校に在籍する者に対しては、平成16年3月31日までの間、第2項第1号の規定にかかわらず、参加する選手等の旅費・宿泊費の全額及び参加費を贈呈する。

(合併12市町村の編入に伴う特例)

- 3 合併12市町村のうち、白根地区、小須戸地区、横越地区、亀田地区、西川地区、味方地区、潟東地区、月潟地区、中之口地区の小・中学校に在籍する者に対しては、3年間に限り、第2項第1号の規定にかかわらず、出場するメンバーの交通費・宿泊費の全額及び参加費を交付する。

附 則 この基準は、平成17年3月21日から適用する。

附 則 この基準は、平成18年4月 1日から適用する。

附 則 この基準は、平成19年6月 1日から適用する。

附 則 この基準は、平成20年4月 1日から適用する。

附 則 この基準は、平成25年4月 1日から適用する。

附 則 この基準は、平成28年4月 1日から適用する。

附 則 この基準は、平成30年4月 1日から適用する。

附 則 この基準は、令和 3年4月 1日から適用する。

附 則 この基準は、令和 5年4月 1日から適用する。

附 則 この基準は、令和 8年4月 1日から適用する。

中学校体育関係全国大会等出場激励金支給基準表

No.	大会会場市町村等	支給金額（円）
1 県大会		
1	佐渡市	6,000
2	上越市・糸魚川市・妙高市	6,000
3	魚沼市・南魚沼市・南中魚沼郡	6,000
4	上記地域と新潟市を除いた地域	2,000
5	新潟市	0
2 北信越大会		
1	北信越全県（新潟県を除く）	12,000
2	新潟県内	県大会激励金支給額の例による額
3 全国大会		
1	北海道	40,000
2	東北	17,000
3	関東	15,000
4	北信越（県内開催は県大会支給額）	14,000
5	東海	28,000
6	近畿	31,000
7	中国	33,000
8	四国	33,000
9	九州	46,000